

# 平成十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律

(平成一七年二月九日法律第一号)

## 一、提案理由(平成一七年一月二八日・衆議院総務委員会)

麻生国務大臣 平成十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案につきまして、その提案理由及び概要の御説明を申し上げます。

平成十六年度の補正予算により、同年度分の地方交付税の額が一兆一千六百八十六億円増加することとなります。本年度におきましては、このうち普通交付税の調整額の復活に要する額六百三十九億円と、特別交付税の増額に要する額七百一億円とを交付する必要があります。また、残余の額一兆三百四十七億円を平成十七年度分の地方交付税の総額に加算して、同年度に交付することができることとする必要があります。したがって、平成十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律を制定することとし、所要の規定を設けることといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

## 二、衆議院総務委員長報告(平成一七年一月二八日)

実川幸夫君 ただいま議題となりました平成十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成十六年度の補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、当該額の一部を平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするものであります。

本案は、去る一月二十六日本委員会に付託され、本日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

## 三、衆議院総務委員長報告(平成一七年二月一日)

木村仁君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成十六年度補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、その一部を平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算できることとするものであります。

委員会におきましては、災害対策としての特別交付税増額の不十分性と交付時期の弾力化、被災地に対する住宅再建等財政支援の在り方、今回の特例による次年度繰越しの是非等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川春子委員より反

対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。